社会福祉法人あしつき役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あしつきの役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬)

- 第3条 理事及び監事が理事会等に出席し、または運営状況の指導及び監査の業務にあたったときは、別表1に掲げる額の報酬を支給する。
- 2 評議員が評議員会等に出席したときは、別表1に掲げる額の報酬を支給する。
- 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 1 に掲げる 額の報酬を支給する。

(旅費)

第4条 役員等が法人職務のため旅行したときは、前条の規定にかかわらず別表2により、 社会福祉法人あしつき職員等旅費規程を適用し、旅費を支給する。

(兼務役員等)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する、

附則

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	報酬 (日額)
(第1項) 理事会出席報酬	2,000円
(第2項)評議員会出席報酬	2,000円
(第3項) 評議員選任・解任委	美員会出席報酬 2,000円

別表2 (第4条関係)

区 分	報酬 (日額)	旅費
役員等報酬及び旅費	2,000円	実 費